

観音寺市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月14日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 篠 原 和 代

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

(観音寺市交通対策協議会)

観音寺市監査委員

財政援助団体（観音寺市交通対策協議会）監査の結果について

第1 監査の対象および期間

| 対 象 | 期 間 |
|----------------|---|
| 部局および団体 | 事 務 |
| 市 民 部 地域支援課 | 令和2年度及び令和3年度(令和2年4月1日から令和3年12月31日)に財政的援助として支出した出納その他の事務 |
| 観音寺市交通対策協議会 | 令和2年度及び令和3年度(令和2年4月1日から令和3年12月31日)の観音寺市から財政的援助に係る出納その他の事務 |

第2 監査の方法

令和2年度及び令和3年度に執行した財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員などから説明を聴取して監査を実施した。

第3 監査対象団体の概要

1 設置目的

市交通対策協議会は、本市における陸上交通の安全と円滑をはかり、交通事故の絶滅を期することを目的としている。

2 事務局

観音寺市市民部地域支援課内

3 組 織

協議会の組織は、広報部会、教育部会、道路部会があり、協議会の目的達成に関連する市内の官公庁、学校、各種団体の代表者及び市民の中から会長が委嘱する委員により構成されている。

4 役員等（令和3年度）

会長 1名、副会長 3名、常任委員 9名、監事 2名
事務局長 1名、書記 4名

5 事業（会則で定めている事業）

同協議会会則第3条のとおり

- (1) 交通事故防止に関する総合的対策
- (2) 交通安全教育の推進
- (3) 道路交通環境の整備促進
- (4) 交通安全運動に関する総合的推進
- (5) 交通安全に関する各種の広報活動
- (6) その他協議会の目的達成に必要と認める事項

6 補助金の種類および金額

（所管課：市民部地域支援課）

（単位：円）

| 補助金の名称 | 年 度 | 補助金の額 | | |
|----------------------------------|-------|------------|-------------------------|------------|
| | | 補助申請額 | 概算交付額 | 精算額 |
| 観音寺市交通対策協議会補助金 （市交通対策協議会運営補助） | 令和2年度 | 12,237,000 | 12,237,000 | 11,894,768 |
| | 令和3年度 | 11,817,000 | 11,817,000 (12/31現在) | |

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

1 監査対象団体について

- (1) 会計事務に関する証拠書類について、領収書や請求書の保管は適切であった。引き続き、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 交付された補助金を複数の銀行口座で管理しており、収支簿と銀行口座残高の確認が一見して分からないため、一括で管理するように検討されたい。
- (3) 市補助金で運営している団体の補助金から得た利益（雑入：利息、保険料の戻入金等）は、運営費に充当する若しくは補助金の戻入をされたい。

2 所管部局について

- (1) 市の補助金を執行するための財務処理（交付決定通知、補助金確定通知等を含む。）を行う業務と市交通対策協議会事務局の担当者として補助金の手続を行う業務が同一人によって行うことがないように、事務分担に配慮されたい。
- (2) 年度当初に必要な経費（保険料など）を繰越金としているが、基本的に運営費補助は単年度で完了するものである。年度当初から活動を行う必要があることを鑑みると繰越金の必要性は認められるが、今後、補助金交付団体と協議し、早い段階で補助金の概算払いができるように改善策を検討されたい。
- (3) 交通指導員については、条例改正により、特別職の非常勤のもの報酬ではないため、市交通対策協議会長と交通指導員との間で委託契約を締結している。そのため、予算の科目は委託料である。
また、その執行に関しては、勤務日誌を確認し、勤務計画に基づき業務が実施されているか確認すること。公平性を担保するためにも、日数が不足している場合は委託料が減額されることも視野に入れ対応されたい。
- (4) 交通指導員（観音寺地区 10 人、大野原地区 7 人、豊浜地区 7 人）の人数に不均衡が生じている。学校区に 1 人もいない地区もある。今後、見直しを検討されたい。